

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

昭和十三年九月二十日第三種郵便物
昭和十三年十月一日發
十一月、廿一日發行

臺灣總督府
臨時情報部

報部

昭和十三年十月一日

スデーテン獨逸民族問題

(總督官房外務部)

銃後後援強化週間に就て

(文教局社會課)

地方情報

(州・廳臨時情報部)

海外情報

(臨時情報部)

華僑情報

(臨時情報部)

附錄 事變 日誌

第三十九號

ズデーテン 獨逸民族問題

總督官房外務部

チエツコ・スロヴァキア共和國は一九一八年十月二十八日舊奧洪帝國より獨立し一九一九年の對獨「ヴェルサイユ」條約及對奧サン・ジェルマン條約に依り右獨立は舊聯合國及獨逸兩國に依り承認確定せられたのである。チエツコ國を構成する領土は舊奧太利領土たりしボヘミア、モラヴィア、シレジア及びスロヴァキア並にカルパチア山脈の南方ルテニア地方である。其の全面積は約十四萬方呎（我九州と北海道及千島とを合せたるものに略同じ）にしてボヘミアは最も廣く約五萬二千方呎、次でスロヴァキアが四萬九千方呎で、モラヴィア及シレジアが合せて二萬七千方呎、又ルテニアが一萬二千方呎である。人口は一九三四年末のセンサスに依れば約千四百七十三萬人（一九三六年に於ける推定人口數は約千五百十九萬人）であり、右の中チエツコ・スロヴァキア人九百六十九萬人、獨逸人三百二十三萬人、ハンガリー人六十九萬人、ロシア人五十五萬人、ポーランド人八萬人、猶太人十九萬人、其の他五萬人であり、右の外二十五萬人の外國人が居る。チエツコ・スロヴァキアは右の如く種々の民族を包含してゐるがスラブ民族たるチエツコ人及スロヴァキア人が主要國民を構成しチエツコ人はボヘミア地



【帶地ンテ-デスは線斜】

方にスロバツク人はモラヴィア及スロヴァキア地方に住してゐる。而して少數民族たる獨逸人は主として今問題となつてゐるズデーテン地方に、ハンガリア人はハンガリー國境地方に、ロシア人はルテニア地方に又ポーランド人はシレジア地方に住してゐる。チエツコ國の國民は幾多の少數民族を構成分子とするが故に一九一九年九月十日サン・ジェルマンに於て署名せられたる舊聯合國とチエツコ・スロヴァキア國との條約は所謂少數民族保護に關する保障を包含してゐる（同條約第十四條参照）

ズデーテン (Sudeten) とはボヘミアの北西部、獨逸シレジア及サクソニー國境に接する一帯の地域で東は舊奧太利領シレジアに續いてゐる。チエツコ國內三百二十萬の獨逸籍民族は概ねこの地方に住居し彼等は大戦前奧太利國籍乃至獨逸國籍を所有したるも前記一九一九年の「サン・ジェルマン」條約の結果當然チエツコ國國籍を取得するに至りたるもの又はその血族である。此等獨

逸民族は他の小數民族と等しく前掲チェッコ國と舊聯合國との條約に於てチェッコ國內に於ける地位を保障せられてゐる、即ち

- 一、チェッコ、スロヴァキア國民は總て法律上平等たるべく且種族、言語又は宗教の如何を問はず同一の公權及私權を享有し又宗教、信條又は歸依の如何に拘らず右權利の享有に關し不利なる待遇を受けざること
- 二、チェッコ國民は私交、商取引、宗教、新聞雜誌其他各種の出版物又は公の集會に於て如何なる言語を使用するもその自由を制限せられざること
- 三、チェッコ國政府が公用語を定めたる後と雖もチェッコ語に非ざる言語を用ひる國民は口頭たると書面たるを問はず法廷に於て其の言語を使用するに付相當の便宜を供與せらるべく(以上同條約第七條)
- 四、種族、宗教又は言語上少數に屬するチェッコ・スロヴァキア國民は他のチェッコ國民と法律上及事實上同一の待遇及保障を享くべく殊に其の費用を以て慈善的、宗教的及社會的の施設並學校其他の教育施設を開設、經營及管理し且右の施設及設備に於て自由に各自の言語を用ひる宗教上の動行を爲すに付均等の權利を有すべく(第八條)
- 五、公共學校教育に關してはチェッコ國政府はチェッコ語に非ざる言語を用ひる國民の相當多數居住する都市及地方に於て右國民の兒童が各自の言語を以て教育を受くべきことを保障する爲め相當の便宜を供與すべく、但しチェッコ國政府はチェッコ語を必須科目と爲す

ことを妨げざること(第九條)等の趣旨を規定してゐるのである。従つて獨逸系國民も亦選舉權、兵役の義務、租税の賦課、官吏の任免、裁判の保障等一切の公權及所有權、財産權及契約等の私權の享有に關し、チェッコ人と事實上及法律上同一の待遇を受くこととなつてゐるのであるが、問題は小數民族たる獨逸系國民が多數に居住するズデーテン地方に於ける(イ)官吏殊に警察官吏及軍隊及(ロ)獨逸公共學校教育に關するものである換言せば彼等獨逸人は自己民族の官吏及軍隊に依り治安を維持し且自國語に依る自國の方針に基く教育を兒童に施さんことを要求するが爲め茲にチェッコ國政府の全國統一の政策と衝突するに至つたのである。チェッコ國內獨逸民族は夙にチェッコ政府の徴兵制度及強制的チェッコ式學校教育に反感を有しズデーテン黨なる政黨を組織し「ヘンライン」を黨首として全獨逸民族を糾合しその政綱として完全なる獨逸民族の自治を要求するに至つた。一九三五年五月の總選舉に於てはズデーテン黨は議會に於て左の議席を占め而して本年六月の地方選舉に於てはズデーテン黨は全獨逸民族の九〇「パーセント」の投票を獲得せりと唱へられてゐる。

上院(定員一五〇)共和黨二三、國民社會黨一四、チェッコ人民黨一一、國民統一黨九、スロヴァク人民黨一一、商工黨八、ズデーテン黨二三、獨逸社會民主黨六、獨逸基督教社會黨三、ハンガリー統一黨六、共產黨一六、チェッコ、スロヴァク社會民主黨二〇

下院(定員三〇〇)共和黨四五、チェッコ、スロヴァク社會民主黨三八、國民社會黨二八、チェッコ人民黨二二、商工黨一七、國民統一黨一七、フアッシスト六、スロヴァク人民黨二二、

ズデーテン黨四、獨逸社會民主黨一、獨逸農民黨五、獨逸基督教社會黨六、ハンガリー統一黨九、共產黨三〇

即ちズデーテン黨は下院に於て四四、上院に於て二三の議席を有し共和黨に次ぐ多數黨ではあるが下院に於て全議員の僅かに七分の一を占むるに過ぎず反之チエツコ人たる共和黨、國民社會黨、チエツコ人民黨及國民統一黨は合計百十二を占めスロヴァク人の聯合派即ちチエツコ人との聯合維持を主唱する黨派(スロヴァキアには自治派たる Hlinka 教父を黨首とするスロヴァク宗教黨ありズデーテン黨と提携し居れるもその勢力は聯合派に比し三分の一に足りない)と合すれば優に議席の絶對多數を占めてゐる。

ズデーテン黨は議會に於て少數を占むるに過ぎないが、他の少數民族と提携して獨逸民族に對する自治權の獲得を目的として黨勢の擴張に努力する一方獨逸政府の援助に依りチエツコ政府と交渉して右目的實現に邁進することとなつたが、殊に去る三月十三日獨逸の塊太利合併宣言後は氣勢頓に上りズデーテン獨逸のチエツコ、スロバキア國分離と終局に於ける獨逸との合併を企圖しその運動は漸次非合法的性質を帯ぶるに至つたのである。去る五月末ズデーテン地方に於ける一都市エガー(Eger)に於けるチエツコ將校とズデーテン黨獨逸人との衝突事件即ちチエツコ政府側の發表に依ればトーマンチなるチエツコ豫備役一將校は五月三十一日夜エガーの酒場に至り約三十五名のズデーテン獨逸人の居合せたる面前に於てオーケストラに對しチエツコ曲彈をすべきことを要求せるが爲め兩者間の爭論となり、終に格闘を演ずるに至り同將校

は發砲して二名の獨逸人を傷つくるに至つた。右事件は著しくズデーテン獨逸人の憤激を買ひ右は口火としてチエツコ官憲とズデーテン獨逸人間には險惡なる空氣を醸成し、他方獨逸人の自治要求の主張に氣勢を注ぐに至つたがヘンライン黨首とチエツコ・スロヴァキア國首相ホズダ氏間にズデーテン獨逸の要求に關し交渉を開始することになつたのである。

傳ふる處に依ればヘンライン黨首のチエツコ政府に對する提案の大要は左の如きものであつた。即ち(一)チエツコ人及獨逸人に對する地位の完全なる平等(二)ズデーテン獨逸人を法律上の一團體として承認すること(三)國家内に於ける獨逸人地域を確定し之を法律上承認すること(四)右獨逸人地域に對する完全なる自治(五)右獨逸人地域外に居住せる各市民に對する法律に依る保護(六)一九一八年に加へられたる不法の撤廢及右に依り受けたる損害の賠償(七)獨逸人地域内に於ける獨逸人官吏採用の主義を承認すること(八)獨逸國籍を宣言し獨逸政治哲學を公言するの完全なる自由等以上の如きものであつたが、最近頻々として發生するチエツコ官憲とズデーテン獨逸人間の騷擾とチエツコ政府の彈壓政策は右交渉を停止せしむると同時に獨逸政府の背後に於ける強大なる壓力はズ黨として硬化せしめ遂にズデーテン地方獨逸民族の獨逸合併を宣言せしむるに至つたのである。エガー(チエブ)發本月十五日同盟通信に依れば同日ズデーテン黨首ヘンライン氏は「ズデーテン獨逸人並に獨逸及全文明世界の輿論に訴ふ」と題して左の趣旨の宣言を發表した。

「チエツコ官憲のテロリズムはズデーテン獨逸人がチエツコ國內に止ることの不可能なるこ

とを示すものである。我々は一九一九年自決権を行使することなく強制的にチェッコ共和国に編入せられた。我々ズデーテン獨逸人は公正なる解決を發見する爲めに能ふ限りを盡したが、我々のこの努力は遂にチェッコ側の拒否する處となつた。我々は自由な獨逸人として生活することを欲する。我々は平和が再び來ることを欲し祖國で働くことを欲する。我々は獨逸に歸ることを欲する」

チェッコ國內に於ける獨逸人が右の如き強硬なる態度を採るに至つた理由は背後に獨逸政府の力がある爲めである。獨逸政府はヒットラー總統の政權樹立後は海外に於ける獨逸國民に政治思想を浸潤せしめて祖國との關係を密接ならしめ以て獨逸國民の多數存在する中歐諸國に於ける獨逸勢力の擴大を計つたのである。之は戦後疲弊せる獨逸が國力の恢復を企圖する爲めには當然の成行であるのみならず海外植民地と原料資源の重要部分を失ひ且つ世界市場を喪失せる獨逸としては經濟上から見てもその東方進出は必須の事實なのである。約言すれば獨逸は先づ再軍備の宣言によつて軍備平等權を獲得し次でライン河國境の武裝によつて西部國境の防備を鐵壁化し、右の如き獨逸の強行手段に對し英佛等の何等策無きを看取せるヒットラー總統は先づベルリン、ローマ樞軸を確固不動のものとした。本年三月には獨逸合邦を宣言するに至つたのであつた。以上は何れもヴェルサイユ條約破壊であるが英佛兩國は之に對して何等實力的阻止に出づる事を敢てし得なかつた。獨逸合併當時は英佛兩國はチェッコ・スロヴァキア國に獨逸の手が伸びんことを恐れ英國は若し獨逸がチェッコ國を脅威せば武力干渉せんとすとの氣配を見

せたのであるがヒットラー總統は茲で自ら制禦すると同時にチェッコ國內に於けるズデーテン獨逸人に援助を與へ先づ同國に於ける獨逸の威嚴を増大して既成事實を確立せしめんと期したのである。ズデーテン獨逸人に對する獨逸政府の政策は本月十二日ニューンベルグに於けるナチス黨大會閉會式に於けるヒットラー總統の演説に宣明せられてゐる。即ち同演説の右に關する趣旨は左の如く傳へらる。

「チェッコ國內に居住する三百五十萬のズデーテン獨逸人は組織的に潰滅せしめられ歩一步破滅の運命に瀕してゐる。余は此のズデーテン獨逸人を救はんが爲めチェッコ政府がズデーテン獨逸人に對し民族自決權を與へんことを要求する。然し余は一般投票に依り之を決せんとする考は排斥する。蓋し斯る一般投票は暴虐なる彈壓の下に施行されることが必至だからである。チェッコは民主主義の原則に則つて建國された。然るに此の民主主義の原則が實際に適用されるや數百萬國民は虐待され、彈壓されるに至つた。余はチェッコ政府がチェッコ國內居住の獨逸人に對する彈壓を停止せんことを要求する。最近數週間來獨逸がチェッコ國內に進撃を開始するだらうとの主張が頻りに横行してゐるが、これは全然虛構である。パレスタイン地方のアラビア人は遂に彈壓に抗し得ないかも知れぬがチェッコ國內居住の獨逸人は然うは行かぬ。余は獨逸がズデーテン問題に對し無關心なるが如き印象を作成した處で何等歐洲平和に寄與せぬものと確信する。獨逸は如何なる事態が發生しやうとも絶対にズデーテン獨逸人を支持する決意である。」

右獨逸政府の方針は第一にズ獨逸人に對し民族自決權を與ふべきこと、但し一般人民投票には反對なること、第二にズ獨逸人に對するチェッコ政府の彈壓を停止すること、第三に獨逸は如何なる事態が発生するともズ獨逸人を絶對支持することの三點を含んでゐる。但し獨逸のチェッコ進撃を否定せる點は注目すべきである。換言せば右ヒットラーの演説は（イ）ズデーテン獨逸人に對する即時且完全なる自治權の許與にあるのみならず更に一步を進めて（ロ）ズデーテンの獨立及終局に於ける獨逸への編入を敢行するの決意を表示せるものである。

彼上（ロ）の獨逸政府の方針はヴェルサイユ條約の規定に背馳し惹いてはチェッコ國の瓦解を來し歐洲に於ける現狀を著しく破壊するのみならず若し右方針を遂行する爲獨逸が武力を行使せば佛國及ソ聯邦はチェッコ國との同盟國として同國を援助する立場にある關係上歐洲の平和は危殆に陥り英國としても之を傍觀するを許さざる事情にあるが故に英國政府は佛國政府と協力してズデーテン問題の平和的解決に全力を注ぐに至つたのである。傳ふる處に依ればズデーテン問題に關する英國政府の態度に付き本月十一日英國外務省「スポークスマン」は次の如く聲明した。

英國は佛國の存立に脅威を與ふるが如き一般的の紛争が勃發した場合これに對して傍觀者たり得ないであらう。而して萬一獨逸がチェッコに對して行動を起す場合フランスのみならず英國の干渉をも誘致する可能性なくして迅速にその目的を達し得ると考へてはならぬ。

英國政府はランシマン郷をブライグに派遣してチェッコ政府側とヘンライン黨首側とを斡旋

して公正解決に努力せしむると共に外交機關を通じて獨逸政府と交渉し更に問題が悪化するや本月十五日チエムバレン首相自らヒットラー總統をベルヒデスガーデンに訪問して問題解決に關し直接會談を試みるに至つた。右會談の結果英佛兩國政府は獨逸側の希望を容れ左の解決案を決定兩國政府の壓力を以て九月二十一日之に對するチェッコ政府の同意を取付けるに至つた。

右解決案の骨子は新聞紙の傳ふる所に據れば（一）五割以上ズデーテン獨逸人より成る地方を獨逸へ割讓すること（二）人民の相互交換も各自の選舉權に従つて一定期間内に行ひ得ること（三）右代償としてチェッコ政府は其の將來の安全に對する保障を要求し得、但し此の場合一般的な國際保障とし現在の條約を廢棄する。英國は挑戰なき侵入に對する右國際保障に参加すること等である。

チエムバレン英首相は右解決案を携へて二十二日ゴードスベルグに於てヒットラー總統と第二次會談を行つたが細目に關して兩者意見一致せず他方ホッタ首相辭職の後を享けてチェッコ國新内閣の首相となれるシロビー將軍は親ソ聯派の人物にして同首相は二十二日組閣後直ちにズデーテン地方に軍隊を入れて同地方の回復を謀り再びチェッコ軍隊とズデーテン獨逸人義勇軍との間に衝突を惹起するに至つた爲め獨逸側を刺戟し獨逸は此れ以上事態の遷延を許さずとして英國に左の要求を提示して右會談を終つた。即ち（一）チェッコ軍隊、警官、稅關吏は總て十月一日までに一定のズデーテン地方（即ち獨逸人が壓倒的多數を占むる地方）から撤收すること（二）右撤收地は經濟的及軍事的に現状の儘獨逸に引渡すべきこと（三）右以外の一定の獨逸人居

住地方に於ては該地域の歸屬を決定する爲め人民投票を施行するや否やを遅くも十一月二十五日迄に決定する。而して人民投票は國際委員會監視の下に行ふこと (四) チェッコ軍隊及警察に服務中のズデーテン獨逸人を解放すること (五) 獨逸民族に關する政治犯人を釋放すること (六) 其他細目決定の爲め獨逸、チェッコ兩國の混合委員會を設置すること等である。英國政府は右要求を含むヒトラー總統の覺書を二十四日チェッコ政府へ傳達してその回答を求むることゝなつた。

英國政府は右獨逸の要求をチェッコ政府に傳達すると同時に今後の事態に關する對策を決定する爲め二十五、六兩日に互り佛國政府と協議したる後其の態度を決定、二十六日夜英外務當局は次の如く聲明した。

チェムバレン首相は過去一週間ヒトラー總統とチェッコ問題を平和的に解決する方法を見すべく努力した。然し現在でも尙折衝に依つて平和的解決を見出すことは可能である。獨逸のズデーテン地方を割讓せよとの要求に對しては英佛兩國政府とも讓歩して之を承認した。然しチェムバレン首相のあらゆる努力にも拘らず獨逸がチェッコを攻撃するやうなことがあればフランスはチェッコ援助に赴かねばならぬこととなり英國、ソ聯邦もフランス側に立つことゝならう。斯かる大悲劇を防止し且つ各國民の爲めにも自由なる折衝に依る解決を飽く迄固執するには今でも遅すぎることはない。

英佛政府の態度は右の如く獨逸がチェッコを攻撃せばチェッコを援助することに決定したの

であるがソ聯邦も亦右の場合チェッコを援助することを聲明してゐる。即ち九月二十一日ソ聯邦外務人民委員リドヴィノフ氏は國際聯盟總會席上左の趣旨を述べてゐる。

ソ聯邦はフランスがチェッコ救援に立つ場合には之れに相呼應してチェッコを助ける用意がある。最近フランス政府からこの問題に付て照會があつたのに對しソヴィエツト政府は (一) ソ聯邦チェッコ國間相互援助條約による義務を遂行し且つ (二) フランス、チェッコ兩國軍事専門家とともに現事態が要求する處置を協議する用意あることを明確に回答したがチェッコ政府に對しても三日前ソ聯邦はフランスが援助する場合等しくチェッコ援助の義務を遂行する旨を通告した。

本問題に關する小協商國側の態度を見るに波蘭及ハンガリーはチェッコ内の同國民族に關し獨逸に與へたと同様の權利を與へらるべきことを希望する旨九月二十一日夫々兩國政府よりチェッコ政府及英國政府に通告すると共に獨逸政府の支持を求めた趣である。波蘭がチェッコ國境に軍隊を集結したるに對し、ソ聯邦政府は波蘭政府に對し二十三日覺書を以て波蘭がチェッコ國內へ軍隊を送る場合にはソ聯邦、波蘭間の不可侵條約第二條に基き直ちに同條約を廢棄する意向なることを通告した。

又消息通に依ればハンガリーがチェッコを攻撃する場合ユーゴスラヴィア及ルーマニアは結局小協商國の盟國としてチェッコ援助の義務を實行せざるを得ないだらうと傳へてゐるが、他方ルーマニアはソ聯邦軍隊の同國通過を拒否したとも傳へられてゐる。

伊太利はベルリン、ローマ樞軸に基き獨逸絶對支持の態度を維持してゐる。

右の如くズデーテン問題を繞る歐洲諸國の陣營は大體に於て英、佛、ソ聯邦、チェッコに對し獨、伊、波蘭、ハンガリーの陣營に分れて對抗してゐるのであるが、本問題の平和的解決は今やチェッコ政府が右ヒットラーの要求を受諾するや否やに懸つてゐる。

新聞報に依ればチェッコ政府の右回答は二十五日英國政府に通達せられたがその要旨は次の如く獨逸の要求の重要部分を拒否してゐる。即ち

- 一、獨逸の要求せる割讓領域はチェッコの要塞線を包含してゐるが右を受諾すればチェッコは全然無防備となる。
 - 二、チェッコ軍隊並に警察内のズデーテン獨逸人を解放せばチェッコ徴兵制を崩潰し且此等分子は内部から國家顛覆を企圖する危険がある。
 - 三、第三國を入れず獨逸及チェッコ兩國の共同委員會で人民投票の細目を決定するは公平を期待し得ぬ。
 - 四、ブラハと鐵の産地其他産業上相互に依存するチェッコ各都市間の交通線は獨逸領を通過する結果となり國民經濟は崩潰し交通系統は破綻する。
 - 五、要するにヒットラー總統の覺書要求全部を受諾せばチェッコは國家主權を完全に喪失し國內は政治犯人收容所と化し全國民は人並の經濟生活をも享受出来ぬ。
- といふにある。

他方獨逸は二十六日ベルリンに於けるヒットラー總統の演説に依りその態度を宣言する筈であつたが、その前チエムバルン首相は英國の最後案としてズデーテン地方に於けるチェッコ軍隊を十月一日迄に撤收することは保障出来ぬが、可成速かに之を實行し且羸の英佛共同解決案に基きチェッコ人と獨逸人との交換移住に付ても出来る限り速かに之を實施すべきことを提言した。茲に於てヒットラーは右英國の提案を容るることとなり右演説に於て之に言及してゐる。

余は平和を欲する。この平和的意圖より英國の最後の希望を容れ、さきにチェッコ政府に通達した獨逸の覺書に對し左の讓歩を爲すの用意あることを茲に言明する。

- 一、人民投票地區に於ては英國軍に治安維持を一任する
 - 二、國境確定の爲めに國際委員會を設定する
 - 三、獨逸側、チェッコ側兩者の有り得べき虐殺行爲に對して國際委員會の調査を許す
- 即ち右獨逸の新提案に依り本問題の平和的解決の曙光を見出すに至つたのであつて、右に應じてチエムバルン首相も左の如きステートメントを發すると共に本問題の平和的解決に當りチェッコ側の説得に努力することとなつたから茲に平和的解決の希望は繋がることとなつた。
- 余はヒットラー總統がその演説の中で余の平和を救はんとする努力に言及されたことを深く多とするものである。

ヒットラー總統はチェッコ政府の約束が實行されるかどうかに確信を有してゐなかつたやうである。然し右約束(即ち英佛共同解決案のチェッコ國政府の受諾を意味する)は直接獨逸

政府に爲されたものでなく先づ第一に英佛兩國政府に對して爲されたものである。我々は獨逸政府が武力に依らず討議に依つて讓渡を實現するといふ條件で問題の解決に應ずる限り右約束は合理的に速かに實行されるであらうことを保障する用意がある。斯くて歐洲の何處にも流血の慘を見ずしてズデーテン獨逸人の獨逸合併に關する獨逸側の希望を充すことが出來やう。

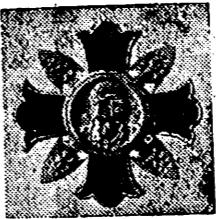
以上の如く英佛兩國政府は本問題の平和的處理に極力盡力することとなつたが他方萬一に備ふる處あり、獨逸亦チエツコ政府の態度如何によつては斷乎たる行動に出んことを期し前記ヒットラー總統の演説に於て左の如く宣言してゐる。

我々はズデーテン地方を獨逸の主權の下に置く決意を堅めた。ベネシユ氏が平和を欲しないならば我々は問題を自らの手に取り上げるより途はない。余は全世界特に各地の獨逸人に對し明言するがチエツコ政府は十月一日迄にズデーテン地方を明渡さないならば余は行動に出づるだらう。チエツコに對する要求こそは余が歐洲に於てなす最後の領土的要求であるがこの要求こそ余の決して斷念し得ない處である。最悪の事態が到來すれば獨逸兩國は渾然たる一體を爲して自らを防衛することが出来る。獨逸は今や古今未曾有の強大な武力を有するに至つたのである。

本問題に關する米國の態度は各方面の注視する處であるが二十六日ルーズベルト大統領は獨逸、チエツコ兩國元首に大要次の如き書翰を送り平和的に交渉を繼續せんことを希望した。

余は閣下が當面の紛争の平和的建設的且つ公平なる解決を圖らんとしつゝある外交交渉を決裂せしめざらんことを切に要望する。一旦交渉決裂すれば理性は影を潜め唯武力だけが物を言ふことになる。而して武力は人類將來の爲め何等の解決を齎すものでない。若しかかる世界的破局が到來すれば何れの國民も何等かの影響を免かれぬが米國民も亦かかる現實に直面してゐるのである。

右書翰中米國民も何等かの影響を免かれぬ云々の言葉は即ちモンロー主義を維持して歐洲の紛争に捲き込まれぬことを以て其の傳統とする米國民もまた本問題に關心を有し戦争となれば畢竟何等かの形で之に干與するを免かれ難きことを暗示せるものであらう。要之ズデーテン問題はチエツコ國の内政問題より一轉してチ、獨逸の問題たるのみならず歐洲全般の問題に發展し戦争の危機を孕むに至つたのである。チエツコ國政府は總動員令を發せるやの報道もあり、又同國內共產黨の勢力も相當に強くその活躍と相俟つて親ソ派と見らるる現シロビー内國の強硬なる懸引もあり且波蘭及ハンガリー等小數民族に關する要求の解決を見ざる限り獨、伊兩國がチエツコ國保障の約束に同意すると思はれず、本問題の解決には尙相當の曲折と遷延とを経るものと見られ特に期限付要求に關する獨逸の出兵に依つては重大な結果を惹起するであらう。斯くて中歐諸國を繞り英佛露對獨逸の關係は重要なる新事態の發生を見ざる限り今後益々多端なものとして差支ない。右の如き歐洲の事態に對しては我國も亦防共協定締盟國として深甚の關心を有するものである。(九月二十八日調)



銃後後援強化週間に就て

文教局 社會課

今次事變の長期に亘るに従ひ、銃後に於ける後援は益々其の重要性を加ふるに至り、此の際一般國民をして一層銃後々援に關する認識を深め、特に戦歿軍人の遺烈を偲ぶと共に一身を挺して君國に報じた傷痍軍人及出征軍人等に對する感謝の念を昂揚せしめ、銃後國民として長期聖戰に善處せしむる趣旨を以て政府は今回銃後々援強化週間を設けて全國一齊にこれを實施することになつたが、本島に於ても、右趣旨に従ひ左の行事を實施して島民各層の日常生活を通じてこれが具現永續を計ることになつたのである。

一、實施要項

一、慰靈竝に祈願

イ、各自戦歿軍人の墓參を行ふ等適當なる慰靈の方途を講ずるの外本週間に於ける各種

會合、朝禮等に際しては戦歿軍人に對し一齊に默禱を捧ぐることを

ロ、各自最寄の神社、寺院其の他適當なる場所に於て傷痍軍人の平癒祈願竝に出征軍人の武運長久の祈願を行ふこと

二、隣保相扶の徹底

傷痍軍人、戦歿軍人の遺族及出征軍人の家族等に對する勤勞奉仕を一層徹底すると共に自家營業者に對しては其の營業の維持繼續を容易ならしむる様之が支援の方途を確立すること

三、小國民の教化

各學校に於ては本週間實施の趣旨に關し訓話を行ふの外修身、習字、作文等の教材に之を採りし戦歿軍人及傷痍軍人に對する尊敬感謝の念を涵養せしむると共に戦歿軍人の遺族の名譽に對する認識を深からしめ以て小國民の教化徹底を圖ること

四、軍人傷痍記章の傳達式舉行

成るべく本週間に軍人傷痍記章の傳達式を嚴肅に舉行すること

五、善行者の表彰

イ、傷痍軍人の接遇に關する善行者(團體を含む)の美德を賞揚する爲之が表彰を行ふこと
ロ、戦歿軍人の遺族及出征軍人の家族の處遇其の他援護に關する善行者(團體を含む)の美德を賞揚する爲之が表彰を行ふこと

ハ、傷痍軍人中其の精神指導上範とするに足る者ある場合は之が表彰を行ふこと

ニ、戦歿軍人の遺族、傷痍軍人の家族中孝子、節婦、賢母等ある場合は之が表彰を行ふこと

六、接遇改善協議会の開催

映書館、興行館、浴場、旅館、理髪店、交通運輸業者等は傷痍軍人の精神的接遇改善に關する協議會を開催し懇切に案内、接待等を爲す等精神的方面に主眼點を置き夫々適當なる措置を講ずること

七、雇傭主懇談會の開催

傷痍軍人、戦歿軍人の遺族及出征軍人の家族等の就職を容易ならしむると共に就職中の者の處遇に遺憾なからしむる爲め各種産業團體若くは事業主等關係者は懇談會を開催して自發的に雇傭又は優遇に關する適宜の措置を講ずること

八、座席讓與の趣旨の徹底

汽車、汽船、バス等の交通機關、觀物興行場、集會場等に於ては傷痍軍人に對する座席讓與の趣旨徹底を行ふこと
之が爲め特に其の従事者に對し本主旨を理解せしむる様努むること

二、實施方法

一、本週間の實施に際しては質實を旨とし専ら實踐上の効果を收むることに重點を置き單

る一時的の催しに墮することなく永續性を持たしむること

二、地方廳に於ては關係官公廳、各種軍事援護團體、教化團體、婦人團體及宗教團體等と相互に緊密なる連絡を圖り地方の實情に應じ具體的細目の計畫を樹立して之を實施し其の實效を擧ぐるに努むること

但し戦歿軍人の慰靈祭に付ては靖國神社の大祭に際し之を行ふこと、し別途通牒す

三、劇場、映書館其の他觀物興行場及店頭等には適當の箇所に本週間の趣旨に相應する標語を掲げしめ又プログラム、ピラ等にも適當なる標語を挿入せしむること

四、本週間の實施に關し國民精神總動員本部に於ては左の事項を考慮す

ラヂオ放送

パンフレットの配付

三、報 告

本週間終了後速に實施事項を左記に依り報告すること

一、州廳に於ける實施概要

二、郡市街庄に於ける實施概要

三、各種團體其の他民間に於ける實施概要

四、本週間實施の效果並に將來實施上に就きて參考となるべき事項に關する意見



部報情時臨廳・州

支那事變に關し執りたる措置

臺南州臨時情報部

一 戰傷者の慰問並に戰死者の慰靈祭

昭和十三年九月十五日午後四時川村知事は總督代理として陸軍病院に中支戰線名譽の戰傷者を慰問する處ありたり。尙同日午後二時より臺南市葬儀堂に於て執行されたる中支戰線に於て赫々たる武勳を樹て、壯烈なる戰死を遂げたる臺南署勤務警部故堤伍長の慰靈祭には川村知事、西村警務部長以下各課長列席せり。

二 報國勤勞奉仕隊授與式

曩に結成せる臺南州報國勤勞奉仕隊に次で各市郡に於ても續々勤勞奉仕隊の結成を見つゝ、あるが此等奉仕隊の精神であり指標である隊旗は臺南神社に於て修拔の上九月十七日午後一時州廳會議室に於て之が授與式を舉行せり。

三 支那事變映畫の巡回映寫

支那事變映畫の巡回映寫第二十五回を實施せり。

四 國民報國貯蓄並に金報國運動狀況

本州下に於ける國民報國貯蓄並に金報國運動に關しては夫々方策を樹立し所有機關總動員の下に之が獎勵に努めつゝ、あるが一般民衆亦よく本運動の趣旨を了解し成績極めて良好なり、昭和十三年八月末日現在、結成貯蓄組合數一、七六九貯蓄總額九七八、六九一・二四圓に上り、金報國運動成績も推定價格三、二〇三・四九六・〇七圓を算する盛況なり。

五 時局下に於ける納稅成績

非常時局下昭和十三年度前期分地租其の他の州下納稅成績は一般納稅人が帝國臣民として事變下の財政強化の爲納稅報國の赤誠を顯現したるに郡市街庄區總代の目覺しき活動に相俟つて州下二市六十六街庄中臺南市を除く

他は完納と言ふ未付有の好成績を示せり。尙完納街庄中には早期完納を目標として納期二日乃至三日前完納せしもの多數ありたり。

銃後の活動

新竹州臨時情報部

「新竹州報國勤勞奉仕隊」結成式舉行

新竹神社御造齋並に神苑擴張工事計畫完成し、愈々工事に着手の運びとなりたるを以て、州下漏れ無く該工事に協力すべく其の日期を決定せるが、新竹州廳に於ては最初の勤勞日たる九月十四日をとし勤勞報國隊の結成式を舉行せり。午後二時十分州廳表立開廣場に廳員全部中隊別に集合し、國歌齊唱、宮城並に神宮遙拜の後統監赤堀知事の力強き訓示、副統監森田内務部長の答辭ありて閉式、

引續き作業指定を終へ隊伍を整へ神社に到り一同参拜の後、指定を受けた第一中隊(官房)第二中隊(内務)の各

二中隊百七十五名は夫々持場に就き作業を開始せり。秋晴の神域に於て地盤の切下げ土砂運搬地均し等に統監赤堀知事先頭に先ち各幹部何れも鍬を揮ひ運搬に従ひ全身汗ミ土に塗れて全員舉つて活動し午後六時萬歳三唱の上解散せり。

銃後の花蓮港

花蓮港臨時情報部

◎三笠郡民の美舉

玉里街三笠在住中国人李君華、李令の兄弟二名は九月三日前後して病歿せるが、兩名は貯蓄もなく前記李君華の遺児李金元は只途方に迷ひ居れるを聞知せる三笠保正羅紹裘は痛く之を不惑に思ひ、早速



(州竹新) 仕奉勞動でれ館に土と汗

有志に取計ひ十八名より二十五圓寄附金を募り前記二名の遺骸を懇ろに三笠共同墓地に埋葬さす共遺児金元を勞はれり。之れ全く敵愾心を捨てた大和民族の美しき姿の表現も言ふべし。

◎時局ニュースに依り

皇軍の敵人愛撫を知る

九月七日午後八時より玉里街落合に於て當廳教育係主催の下に時局ニュースの活動寫真を公開せるが、何れも觀覽者(殆ん高砂族)は皇軍將士の苦心慘憺たる場面を散見し銃後國民の覺悟を一段と深めたるが、觀覽中のアマ族は捕虜に食事を與へ居る場面出るや何故敵國人に食事を與へるや、其の必要なるべし不思議に思ひ居たる者ありたるが、受持警察官よりの説明により皇軍は捕虜も雖も保護愛撫するを知り感激し居れり。



臨時情報部

投降兵は語る

—抗日軍の内情を如實に物語る!—

支那前線の混亂状態を如實に物語る捕虜の言も興味百パーセントである。九月三日瑞昌進發後十四日迄僅か十日間の中に敵兵の投降するものは約二百名、彼等投降兵は銃を肩にかけノコノ山を下り兩手を高く擧げて闘志なきを示すのであらう何事かガヤ／＼話しかけ乍ら投降して來る。殆ん二、三日食を攝らずフラ／＼して歩くこゝも出來ないやうな者も交り、食物をくれ哀願す

るのが多い。

敵状を探ぐるには此等の言が一番有力で確かなものである。通譯の取調べたところに依るに我が〇〇部隊の前面の敵は二十師、二十一師、二十三師、二十五師、九十二師の約五箇師の敵が陳家村、卓山、大山山、武山、拱山岩の線を防禦してゐたのだがそのうち三箇師は全滅に近く、逃げ歸つて生き残つてゐるものは極く僅少であるミぶこゝだ。

支那軍の編制は一箇師が二箇旅に分れ、一箇旅が三箇團、一箇團が三箇營、一箇營が三箇連、一箇連が三箇排

となり一團が我が國の○○隊に相當する兵員を有し○○
○名の定員である。

二〇〇名の捕虜の中大物は一名營隊長即ち中隊長であるが、懷中に二百數十圓の手も切れそうな紙幣を持つてゐたので取調べの將兵を驚かせてゐた。捕虜が申し合せたやうに述べることは我が皇軍の猛撃に空腹に戦闘力なく、後方の督戰隊の視目が恐ろしくて仕方なく戦つてゐる有様で、皇軍の大砲が後方を射撃してくるのでやつつ退路を見付け出して逃げて行くこゝが出来るので却つてうれしい云ふ者が居た。飛行機の空爆は我々が想像してゐる以上に、彼等にとつて恐怖の的で天から彈丸が降つて來るので急いで山の凹所に作つてある防空壕に飛び込んで難を避けるさうである。

戦線では一營が九箇排に分れ八排を前線で散開、残る一排は營隊長が直接握つて後方の要路を占めながら督戰隊となり、その上便衣を着た偵察隊が旅隊本部から派遣されてこの營隊長を監視するといふことだ。尙支那軍の内狀を取調べて見る。

漳州入厦門への恐れ

——駐防軍の狂暴に怯え——

現に駐防する中央軍七五師宋天才は厦門失守の失態を糊塗すべく近々厦門奪回戦をなすまじ豪語して居るが、各地に跋扈し始めた土匪さへ討伐し得ないものが日本軍と戦争なき出来るものか一般民衆嘲笑の的となつて居るが、民衆の膏血搾取は土匪の掠奪以上で種々の悪法を以て私腹を肥やすに汲々してゐる。近頃では地方の無賴漢に結託し賭博場を設け盛に寺銭を取込み又阿片吸飲館を營業させて利益の頭をはねて居る。更に無賴漢を使喚して除漢奸熱血團を組織させ石碼地方一帯の富豪を脅迫して巨額の身代金を搾るなき悪業停止する所なき有様である。

此に憤慨した石馬商會幹事吳茹が去る八月中旬漳州師部に密告し肅正を歎願したので、師部は參謀を派遣し取調の結果賭博場經營の名義人陳某を檢舉し閉場を命じたまではよいが、宋天才は吳茹の密告せるを探知し、熱血

- 1 此等の捕虜は本年二月徵集され徐州戦に参加、漢口を経て約二十日前此の方面の戦線に到着。
- 2 朝食は拂曉暗いうちに下の部落より山上に運び夜明けにも朝食をこる。
- 3 晝食は日中は空爆に會ふか或は敵に對し露出するため運搬出來ず。
- 4 夕食は狀況之を許せば與へられるが殆んど與へられない日無く、そのため一日一食或は缺食する日が多い。
- 5 露營については營長以下の兵は皆山上に露營し、團長師長は戦線後方約三里の部落で美食してゐる。
- 6 午睡は嚴禁され禁を破る者は銃殺される。
- 7 正規兵は此の附近の戦線を最後の抵抗線とし、こゝを捨てれば漢口まで後退する。
- 8 皇軍に早く投降したいと思つてゐたが話が通じないので、さうしてよいか解らず投降を決心して十日目にやつつ實現するこゝが出来た。雑役にでも使用して食事だけ満足にもらひたい。

團に指令し暗殺せしめ吳の一味なりとして同地方の富豪宋寶輝外六名を漢奸と稱して檢舉し、一人當り五百元乃至千元の贖罪金を搾取し、引續き脅迫の手を擴げるので石碼地方や附近の資産階級や大商人は戦々兢兢々、不安のまん底に落ち込み、八月二十日より九月五日までの間に停業した大商店は百三十餘軒に達し全く死の街化して了つた。此の狀態であるから中流以上の住民は何れも竊に厦門避難を念願して居るが熱血團の見張が、嚴重な爲脱出するこゝも出來ず日本軍の進撃して來るこゝを神佛に祈つて居るさうである。

その中小學校の教員にて蘇州廣云云ふ者は厦門に避難せん石碼を脱し浮宮の青埔云云ふ所まで辿りついた所を捕へられ日本軍と通謀した云ふ罪名によつて其の場で銃殺された。

七五師の二營が石碼に駐防して以來四箇月であるが右の様な悪辣な手にかゝり銃殺、慘殺された者は既に二十八名の多きに上る云ふことである。
又福建省海口の漁民は、此等軍隊の爲に同地を防備す

る爲だと言ふので生活の唯一の利器たる帆船を没収され
海に沈められてしまった。此等の漁民は全然漁業によつ
て生計を立て、居たものであるから、一朝にして生活の
術を失ひ飢餓に斃れるものも少くない。

又軍政當局は民間から石板を徴發して海を埋めて居る
が、今や民衆の所有の石板は既に盡き、更に家屋の石階
や石壇を掘り出して獻納させて居り、之に反對すれば漢
奸だと言つて處刑される。かくして漳州一帶の良民は極
度に疲弊し、逃亡するものが絶えない云ふ。

閩西の民軍中央軍を惱ます

閩西北方の民軍は此の頃に至り抗日戦線は全線とも連
戦連敗で日本軍は既に漢口に迫り武漢三鎮も既に危機に
瀕して居るこゝを知り漸く地方駐屯軍を蔑視するやうに
なつた處に省政府並に軍當局が頻りに何日を期して厦門
を奪回するこゝか某々地は既に奪回したこゝか宣傳して居る

にか、はらず全然戦意なく只管民衆からの擄取に汲々し
てゐるを見て此の警恐る、に足らずみなし難に正規軍に
改編された土兵まで脱走して再び山林に蟄居するに至り
漸次その勢力範圍を擴張しつゝ、あるが其の重なる民間軍
は次の二團である。

- (一) 永定方面邱金聲は漳浦方面の匪徒と連絡し九月一
日を期し救國軍獨立第八團を組織し此人数二百餘名
同下適中方面の泉坑南靖方面の都寧頭抗地方にあり
夜に入り中央軍の駐屯地に出没し銃器彈藥を掠奪す
るなき頗る大膽である。
- (二) 中産山、香領山、山坪頂、藍田城坑地方一帯に救
國同盟軍閩屬第九團と自稱する魏星水の一隊あり司
令部を龍岩曹溪に置き總人員二千名を越えると言は
れ謝捕秀を隊長とする遊撃隊を派し中央隊を惱まし
てゐる。



臨時情報部

島内

一 基隆華僑

區制度を實施

基隆華僑公會では豫て我が國策に順應すべく
愛國貯金死蔵金賣却及び本島保甲制度に倣ひ會員の教誨
褒賞、處罰、救恤等を爲し會員間の自肅自戒親睦を圖る
目的で種々計畫を立て、居たが此程具體案を作製したの
で二十六日午後八時より同會館にて臨時總會を開き左記
計畫事項を滿場一致可決した。愛國貯金組合組織に關し
ては立所に三千八百圓の申込があり午後十一時閉會し

た。
一、區制度を實施し全市を九區に分ち各區に區長一名委
員若干名を置き常に全員の非行を監視教誨に努め又善
行者褒賞孤獨者老人の災難に遭遇したるものを救恤す
る。

二、愛國貯金組合を組織

三、死蔵金賣却を十一月末日迄に勵行

二 基隆華僑顧問ラチオ放送

基隆華僑顧問何鵬氏は最近厦門を視察して痛切に感じ

た事即ち厦門が文明都市として、面目を一新したるこゝは正義日本の破壊行爲をなさざる結果であるに我軍指導の宜しきを得たことを讃へ。一方南洋一帯に居住する華僑が蔣介石政權の無力を知らずして今尙支持の態度を取る事が如何に無意味であり、東亞の和平の爲將來聯日興邦の目標に進むべき事を内容とする厦門視察談を二十五日夜、ラヂオ放送をした。秋の澄切る空に電波傳はつて遠く南洋華僑の耳を聳立たしめたであらう。

三 宜蘭の華僑ら

金賣却に協力

宜蘭新民公會役員四名は支那事變を他所に臺灣に安住し居られるを感謝し、我が金報國運動に刺戟され四百餘圓の金を賣却した。

四 旗山華僑公會

慰問金救恤金を募集

旗山華僑公會では臺灣華僑總會の命に依り八月二十

八日より役員書記等を擧げて皇軍慰問金及黃河決潰罹災民救濟金募集に着手したが九月十八日慰問金一七一圓救濟金一四一四六〇錢の募集を了し九月十九日慰問金は郡兵事係へ、救恤金は總公會宛夫々送金した。

五 花蓮郡華僑同郷會

籌支部設置

花蓮港廳下一般在住華僑は支那事變一周年を迎へた今日何等の不安も感ぜず内憂人共共に生業に精勵し生活の安定を得つ、あるは全く皇恩の賜であるに事變以來屢々皇軍慰問金或は國防献金を爲す等日本治下に居住する華僑の誠意と感謝の意を表しつ、あるが同郷會事務の膨脹に伴ひ今回同會では郡管内廣範圍なるに一面地理的關係上事務に支障を來たし籌支部を設置することに、なり九月十五日午後二時花蓮港街花蓮劇場に於て臨時總會を開催會員二百四十餘名出席の下に籌支部設置を決議序で支部長選舉の結果李文元當選した。かくて該全機關の擴充益々日支親善の使命に邁進すること、なつた。

島

一 在京の華僑ら

慰問袋を献納

戦時下の帝都に踏留まる華僑六百名から成る華僑聯合會では漢口陥落を前にして皇軍に感謝し二十日午後陸海軍兩省を通じて慰問袋五百箇を献納した。

二 長崎新華僑團體

同胞に告ぐの書

敗將蔣介石の下野勸告をトップに倒蔣親日の猛運動を強行した長崎新華僑團體は漢口陥落を目前に臨時、維新兩政府の合流を明日に控へた二十一日皇軍未占領地の「同胞に告ぐ」の漢文による聲明書數萬を發送したが〇〇方面の協力を得て飛行機により投下撒布する方針である。

聲明書大要

日支事變勃發以來茲に一年有餘、本國の重要部分

殆ど日本軍の掌中に歸し現下の最重要地點たる漢口も如何に大軍を配置し支抗すも離も放棄既に時の問題と目される。抗戰繼續の結果は徒らに幾倍する我等同胞の生命と財物の犠牲を加重するに過ぎず、(中略)早急に蔣介石を打倒することに如上東亞侵蝕の赤魔を驅逐するに非ざれば東亞の安定期し難きは勿論我が同胞も戰禍より脱却し得ざるは多言を要せず吾々は暴主の奸計に動ぜられて、抗日の夢を追ひて落陽の悲哀を待つべきに非ず、祖國を救ふ唯一の途に進まん、吾等留日華僑は皇化の恩恵に浴し聊かの不安も無く嬉々として生業に樂しみつ、有り難も祖國內同胞の慘狀を蔣介石の暴舉を見るに不忍敢へて覺醒し猛省を促さんとする所以である。

三 宮崎縣華僑

振興隊規約を祖國に送る

臨時維新兩政府が合體新支那建設に類しい歩みを続ける折柄中華民國石家莊昇平街の石門市指導部では宮崎縣

の祖國振興隊に倣つて中華民國に即した新團體を結成する計畫で二十一日宮崎縣新華僑團體宛祖國振興隊規約及び參考資料の送附方を依頼して來たので同華僑團體は宮崎縣廳から之を貰ひ至急送附した。

四 献金も使途不明

香港の華僑不平滿々

八・一三より引續き種々の手段を以て献金運動をなしつつ、あるが今度は又新手を編み出して目下大いに活動中である。其の方法は昨今爲替關係で支那奥地よりの物價は當地に出でて來るに中國の田舎で十六仙の物は香港の市では四十仙に換算さるゝ爲該地の市場に於ては鶏の相場が非常に安く現在一斤三十五仙で買ふ事が出来るので献金運動する團體に於ては先づ目的をつけた家へ突然に

鶏數羽を贈り置き其の翌日又は數日後に該家を訪れ献金を要求する爲め一羽の鶏が一弗、十弗、二十五弗にもつく場合がある云ふ。果して此の献金が蔣政權に行くか否かは誰も保證出來ぬ。恐らくは途中に於て雲散霧消するのであらうが此等職業献金團の爲に献金を除儀なくさるゝ市民も又可哀相である。既に滿洲事件の時に相當多額の献金が行方不明となりたる例もあり何日も事件が終局に近づくに従つて献金運動が盛んになるは此間に相當面白き奇術があるものも考へられ誠に民衆こそいゝ迷惑である。又九・一八には香港茶館の女給を總動員して造花を賣らしめた。前回該地に於て集め得たる献金の送金を總會に委任したるに未だ其の金が送つてないに於て内訌を生じてゐる。尙總會級の買上げも其の儘になつてゐるので今や該地の華僑の不平の聲が高い。

事変日誌



臨時情報部

九月六日

1. 廣濟縣城遂に占領。
武漢防衛江北戰線の敵軍大いに動搖す。
2. 固始縣城一角占領引續き城内の敵を猛攻中。
3. 黎家集より史河を渡河進撃の我が軍烏龍堰を突破す。
4. 我が海軍航空隊廣濟、德安、南昌、寧鄉方面に活躍徹底的爆撃を敢行せる外廣東方面に於ては粵漢鐵道源潭驛附近の鐵橋を爆破せり。

九月七日

1. 固始縣城完全占領。感激の日章旗中支の空高く、

萬歳の聲天地に轟けり……

(敵軍は續々光州方面に雪崩れ込み京漢線南段の要衝信陽方面の敵は早くも一大脅威を受くるに至れり)

2. 淮陽を攻略せる我が部隊は同地西北二十軒の清河驛を占領せり。
3. 我が空中よりの偵察によれば敵は光州地區一帯に互り旺んに陣地を構築し又羅山及び京漢線方面より續々援軍を派遣中なり。
4. 我が新銳大兵團塘沽に上陸直ちに第一線に向け進發す。
5. 徹底的暴支膺懲の必要に基き北支軍を増強し北支各地に於ける敵の遊撃戰術を根底より覆へさんす。
6. 我が海軍航空隊陸軍の作戦に協力、廣濟西方地區、漕家鎮附近、麻水附近、瑞昌西北地區に縱橫無盡の活躍をなし、又九江上流に於て來襲の敵重爆六機の中三機を撃墜せり。

九月八日

1. 太康、淮陽より西進の我が部隊早くも扶溝及び周家口を結ぶ新黃河の線に進出せり。

2. 淮河沿江部隊上油崗(光州東北方六里)の敵を撃破
同地を占領せり。

3. 新鋭大兵團第二陣塘沽に上陸せり。

4. 黃河北岸溫縣附近に進出せる我が軍は對岸汜水西
方の隴海線の鐵橋を猛砲撃、完全にこれを破壊せる
を以て敵は東西に連絡を絶たれ大いに狼狽しつ、あ
り。

5. 最近歐洲の政局はチェッコ國內に於けるズデーテ
ンドイツ黨問題を繞り風雲漸く急を告ぐる折柄ドイ
ツに於ては第十回ナチス黨全國大會開かれ全世界の
視聽を集めつ、あり。

九月九日

1. 新鋭大兵團第三陣續々塘沽に上陸、堂々ミ目的地
に向け進發せり。

2. 光州に向ひ西進撃の我が軍は胡縣附近の敵を撃
破、なほも猛進中なり。

3. 葉家集西方地區に戰鬪の我が軍は富金山トーチカ
陣地の一角を占領益々有利な地歩を得て猛撃中なり

三四

4. 我が空軍の活躍—
陸の軍—江北、江南の各戰線に出動、光州、羅
山、信陽等を猛爆す。

海の荒鷲—海南島第一の堅城瓊州を爆撃敵軍事施設
に多大の損害を與へたり。

5. 我が中支軍當局は「武漢攻略後ミ雖も聖戰の目的
達成までは毫も戦の手を緩めず。」この當局談を發表
せり。

九月十日

1. 連日に亘る我が精銳の猛攻に史河西岸の敵遂に沈
黙、今は只我が最後の一聲により殲滅を待つのみミ
なれり。

2. 東孤嶺よりの我が軍西孤嶺攻撃を開始し着々戦果
を擴大中なり。

3. 我が空軍の威力—縱橫無盡……

1. 中支方面

海軍航空隊は江上艦艇及び陸軍の作戦に協力、京漢
線方面に於ては許昌及び鄭城等を猛爆せり。又又陸

軍飛行隊は光州、商城及び花烟山、富金山等の敵陣
地を爆撃せり。

口、南支方面

海軍航空隊は粵漢、廣九兩鐵路の各驛及び線路數箇
所を切斷せり。

4. 北支各地に反蔣の聲澎湃して起る—
濟南に於て「蔣介石下野要求」の民衆大會開かる！

九月十一日

1. 「富金山完全占領」史河西岸の戦局は俄然新展開を
見るに至れり。

2. 光州街道を猛進中の我が軍早くも春和舖の敵攻撃
を開始し光州への距離を刻々に短縮しつ、あり。

3. 瑞昌西方地區に活躍の石本、平田部隊は逐次前面
の敵を撃破遂に江西、湖北省境二里餘の線に肉薄せ
り。

九月十二日

1. 八〇〇米高地占領。

二大據點富金山、八〇〇米高地を相繼いで失へる敵
は俄かに動搖し始め全線總崩れになり早くも大別山

東北麓一帯の北部防衛線は全面的破局に瀕せり。

2. 「西孤嶺占領」我が軍なほも敗敵を追撃中。

3. 光州へ一路邁進の我が軍、城外四里の地點に進出
せり。

4. 江南戰線部隊は山嶽に據り頑強に抵抗する敵を逐
次撃破江岸の敵重要據點馬頭鎮に重大制壓を加へつ
、あり。

5. 本日「海の荒鷲」の主なる爆撃地點左の如し。
鄭州—商城—瑞昌南西地區—珠江口外各島嶼

6. 「青島」に於て反蔣下野勸告市民大會開かる。
中國民衆の反蔣運動は今やまさに燎原の火の如く北
支各地に蔓延しつ、あり。

九月十三日

1. 「淮河沿江大船團」光州に近き北方に於て友軍ミ合
流愈々光州に肉薄しつ、あり。

2. 葉家集より方家集方面に向け急撃中の我が快速部隊
早くも武廟集西方八杆の地點に進出せり。

3. 瑞昌の西部の我が軍は全線一齊に進撃を開始し無
名水流の北岸馬鞍山を始め和尙廟、太陽嶺等を占領
せるを以て瑞昌、陽新聞の山岳地帯主陣地の敵は大
いに驚愕せり。

三五

4. 西孤嶺を突破せる我が軍は同嶺南方の高地を經、更に隘口街道に出て目下前面の敵と對峙中なり。
5. 我が空軍の活躍愈々目覚まし!

1. 陸の軍—方家集、商城間の敵陣地及び麻城を爆撃せり。

2. 海の荒鷲—中支方面に於ては廣濟西方地區、武穴西方地區、羅山及び孫鐵舖を爆撃

又南支に於ては柳州を急襲敵三機を擊墜十數機を爆撃せり。

6. 廬山南麓の香爐峰を「飯塚山」ニ命名、故部隊長の忠烈を偲び赫々たる武勳を永久に記念するこゝなれり。

九月十四日

1. 方家集攻撃の我軍遂に同地を占領、なほも猛進を續け商城東北方面が一杆の線に進出せり。

2. 光州を目指し猛進中の我が軍黃崗寺西方一里附近に進出せり。

3. 「馬頭鎮要塞完全占領」我が陸海兩軍の意氣益々昂し、

長江南岸の敵最重要據點、我が赤湖畔西進部隊のため遂に陥落、對岸二杆の武穴要塞も亦完全に死命を制せらる。

4. 隘口街をひた押しに挺身中の我が軍早くも同地を距たる僅か一里の點に肉薄せり。
5. 新黄河の線に進出せる我が新銳部隊は既に渡河準備を完了好機を窺ひつゝあり。

九月十五日

1. 光州總攻撃開始!
大別山北麓の最重要陣地光州も最早風前の燈火みなれり。

2. 烏龍堰より樟柏嶺を經、更に商城に向け猛進中の我が軍同地北方十五杆附近の敵陣地を攻撃、又南方方家集よりの部隊の進出も目覚ましく商城は今や全く東、北、南三面我が包圍下に在りその陥落は只時間の問題になれり。

3. 江西、湖北省境へ進撃の我が石本、平田部隊は遂に省境を突破愈々湖北省に戦火を進むるに至れり。

4. 江北戰線に於ては破竹の進撃をなしつつ、ある我が軍は廣濟西方及び南方一帯に亘り著しき戦果を収めつつあり。

5. チェッコ國內に於けるズデーテンドイツ黨問題を繞る歐洲政局の不安は其の後益々増大し今や歐洲は世界大戰以來の危機に直面し各國は何れも頗る緊張し居れり。
(以下次號)

馬來語ニュース放送開始

— 臺北放送局より —

支那事變勃發以來臺北放送局は帝國南方の宣傳機關として、南支南洋向け國際放送をなし目醒しい活躍をしてゐるが、今回更に最善の陣容を整へ南方七千萬の馬來語使用民を對象に十月一日より馬來語ニュースを放送することになった。

從來南洋は國民政府のデマ放送や國民政府の奸策に迷はされ誤れる愛國熱に狂奔してゐる華僑等に依り時局を誤認し、恐日より遂に排日運動に進展し國際情誼の圓滿を缺く處が少くなかつた。今回の企は南洋各地在任の馬來語使用者の耳に本格的な馬來語を以て正確なる戦況ニュースは勿論のこと、正義日本の所信を報道し、誤れる認識を是正し同地方民衆の蒙を啓くに貢獻することや大なるものがある。而して我南方放送陣の一大飛躍とし各方面よりその成果を期待されてゐる。

記

- 一 放送開始 昭和十三年十月一日
- 一 發 局 臺北放送局(JFAK)
- 一 放送時間 毎日午後十一時五十分より十五分間
- 追而十一時以後の放送時刻表左の通りである。
- 午後十一時五十分より十五分間 英語ニュース
- 同 十一時二十分より同 北京語ニュース

- 午後十一時三十分より十五分間廣東語ニュース
- 同 十一時五十分より同 馬來語ニュース
- 午前〇時五十分より同 日本語再放送
- 一 放送周波數 七五〇、九、六三〇、一〇、五三五
- 同時放出

5.40

部報
昭和十二年九月二十日發行
昭和十三年十月九日發行
（每月一日、十一日、廿一日發行）第三十九號

昭和十三年九月二十九日印刷
昭和十三年十月一日發行
（月三回發行）

臺灣總督府臨時情報部

印刷所 臺北市榮町二丁目十五番地
印刷人 加藤 豊吉

印刷所 臺北市京町一丁目四十三番地
小塚本店印刷工場